

平成20年 第1回

教育委員会臨時会会議録

平成20年3月25日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2254号

平成20年第1回臨時会

日 時 平成20年3月25日（火） 午後03時03分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	委 員	五味原 康
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	庶 務 課 長	山 本 修
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千恵子

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係主事	荻 原 幸 子

「議題等」

第1 会議録の承認 第2249号 第9回臨時会（平成19年11月27日）会議録
第2250号 第12回定例会（平成19年12月11日）会議録

第2 教育長報告事項

- 1 平成20年第1回港区議会定例会について
- 2 虎ノ門用地（旧鞆絵小跡地）整備基本計画について
- 3 特別支援教育推進計画（案）について
- 4 港区立生涯学習センター等指定管理者の公募について

第3 審議事項

- 1 議案第 3号 港区教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 2 議案第 4号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 3 議案第 5号 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について
- 4 議案第 6号 港区教育委員会公印規則の一部改正について

- 5 議案第 7 号 港区立学校文書管理規程の一部改正について
- 6 議案第 8 号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について
- 7 議案第 9 号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について
- 8 議案第 10 号 港区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について
- 9 議案第 11 号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について
- 10 議案第 12 号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について
- 11 議案第 13 号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について
- 12 議案第 14 号 港区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部改正について
- 13 議案第 15 号 港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- 14 議案第 16 号 港区立運動場条例施行規則の一部改正について
- 15 議案第 17 号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 16 議案第 18 号 港区立学校事案専決規程の一部改正について
- 17 議案第 19 号 港区立幼稚園事案専決規程の制定について
- 18 議案第 20 号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について
- 19 議案第 21 号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
- 20 議案第 22 号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について
- 21 議案第 23 号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正について
- 22 議案第 24 号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例施行規則の一部改正について

第4 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
 - (2) 社会教育の施策について

「開 会」

○小島委員長 それでは、平成20年第1回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午後03時03分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は横矢委員でお願いいたします。

第1 会議録の承認

○小島委員長 それでは早速日程に入ります。

まず日程第1、会議録の承認。第2249号、平成19年11月27日開催、第9回臨時会。第2250号、平成19年12月11日開催、第12回定例会について。この案どおりで承認ということによろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは承認ということといたします。

第2 教育長報告事項

1 平成20年第1回港区議会定例会について

○小島委員長 続きまして、日程第2に入りまして、教育長報告事項。

まず初めに、平成20年第1回港区議会定例会について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それではお手元の資料ナンバー1をご覧くださいと思います。今回の第1回定例会は2月21日木曜日から3月11日火曜日まで20日間、開会されました。各会派から代表質問、総括、教育委員の質問等がございました。

1 ページ目のこれは代表質問ということで6名の方から質問がありました。一番最後に小斉太郎議員の学校行事における敬礼のあり方。本日、小学校の卒業式でございましたけれども、質問の内容は、こういった行事において子どもたちが敬礼をさせられている、非常に違和感があるというご質問でございました。

これにつきましてのご答弁でございます。本日席上配布しておりますけれども、こちらの方をご覧くださいと思います。「卒業式や周年の記念式典など、学校における儀式的行事は、他の出席者とともに厳粛で清新な雰囲気の中で行事の意義を深く理解し愛校心をはぐくむ場であり、また、自己を律する態度などを体得させる重要な教育の機会でもあります。

その際の、開式や閉式においての敬礼は、参列する一人ひとりの行事に対する思いや心の構え方をあらわすものであり、礼節を重んじる日本人の伝統文化としては極めて大切なものと考えております。

これからの国際社会を生きる子どもたちには、国旗や区旗に対する敬意とともに身に付けさせたい日本人としての所作の一つであると考えております」。

これは所作というのはこの中のポイントの言葉でございます。こういう形でご答弁差し上げたも

のでございます。

2 ページ目の総括質問につきましては各会派から総括質問がございました。全体として教育のこの方向性、それから奨学金制度等に対する質問でございました。

3 ページ目の教育費につきましては、全体で 240 分ぐらい、18 名の議員さんからありまして、時間が若干短縮したのですが、それでも 240 分ぐらいありまして、今回は通常金曜日 1 日で終わるところですが、木曜日と金曜日 2 日間に分けての教育費の審議ということでございました。主に放課 G O ーに関するもの、それから学校給食に関するもの、少人数教育に関するもの等々がございました。雑駁ですが以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 2、3 確認したいことがあります。一つには、古川議員の学力向上のための施策の成果についてということと、それからもう一つは、菅野議員の箱根ニコニコ高原学園の活用の拡大について、中身をご説明いただければありがたいです。

○庶務課長 古川議員の質問は、学力向上のための施策の成果はどのようにあらわれているかというようなことが主な質問でございました。区はいろいろとそういう施策をやっているけれども、成果はどのように評価、成果で受け取っているかということです。答弁としましては、昨年実際ありました全国の学力の学習状況調査で、区全体については、小学校はどの教科も全国、東京都平均を上回り、中学校ではほぼ同等である。これは今回初めて開示した情報でございます。こういう点では、学力を身につけて、学び得た知識や技能を生かしていく、社会を築く人材育成を果たすのが使命というようなご答弁をしております。

それと、菅野議員のご質問でございますけれども、公共施設である箱根ニコニコ学園はより有効な活用をするべきだというような趣旨でございました。これに対して、もともと箱根のニコニコ学園というのは、旧協和銀行の創始者からの寄付がありまして、昭和 21 年に、麻布区が建設したという経過を話しまして、寄贈者の意思を踏まえて、小学校の移動教室、夏季学園の体験教室として利用しております。また、教員の宿泊施設としても活用しています。また春から秋は学校、それ以外は社会教育団体の利用などの現状を説明しました。質問は、こういう利用があったとしても、より有効に活用するべきだというようなご質問でございましたけれども、こういった寄贈者の意思を踏まえて、今後とも施設の有効活用を検討していきますというようなご答弁でございました。

○小島委員長 古川議員の生きる力の育成についてなのですが、何かご提案というかご意見等が議員からあったのでしょうか。

○庶務課長 生きる力としての資質、能力の育成に向けているどのような施策を実施しているのかということで、教育長答弁は大変格調の高い答弁で、ルソーの著作『エミール』というのがありまして、これを引用して、ここに生きる力と教育の関連をこれを用いて引用して説明をしまして、その後例示ということで、宿泊学習での仲間づくりとか、自然の触れ合い、芸術鑑賞やミュージカルを通しての感動する心、こういったことを通して生きる力をやっていくというようなご答弁でございました。

○小島委員長 なかなか高尚な、『エミール』ですか。ほかに何かご質問ありますか。

○五味原委員 予算特別委員会での池田こうじ委員の質問ですけれども、この校庭全体に関して天然芝の問題点、改修、校庭のあり方、これはどのような内容で、どのような答弁をしているのでしょうか。

○学務課長 池田委員の方は、校庭のあり方、どういう役割を担っているのかということと、改修についてどういった道程、どういう計画、どういうスパンでやっているのかということと、天然芝と人工芝のメリット、デメリット、ある程度の区として柔軟に校庭整備を考えていくつもりはあるのかということの問いでした。校庭のあり方としてももちろん学校教育の現場という、教育の場という役割とともに、地域開放として重要な役割を担っていますということ。校庭の改修につきましては、基本的に15年をめどにして改修していくということをお答えしています。また、天然芝と人工芝のメリット、デメリットがあるということは認識しておりまして、校庭の主要部分を天然芝化するのは難しいのではないかと考えていること。今後、人工芝も含めて、校庭を整備していくことを検討していきたいということでございました。

○小島委員長 ほかにございますか。

○澤委員 五味原委員と同じ予算特別委員会のなかまえ委員のご質問ですけれども、その中の③の社会人経験者を教員として積極的に採用することについてということは、区の学校の場合、東京都が主として教員を採用しているわけで、その辺との絡みがあるのでしょうかけれども、指導室はどのように答えたのか。

○指導室長 ここまでなかまえ委員の質問が落ちたのです、準備はしたのですけれども。一応準備としては、採用は東京都の教員ですので、東京都の中には社会人枠というのが設定して、毎年何名かいますけれども、そういう中から港区にもそういう人が来ていますという、そういうような答弁をする予定でした。

○澤委員 東京都は、全体のどのぐらいを社会人枠としているのですか。

○指導室長 何割というのではないのです。100名前後でしたかと思います。

○小島委員長 ほかにございますか。これは総括質問のところの七戸委員の教育課程の連携について、これはどのような内容なのでしょう。

○庶務課長 これにつきまして、中学校の魅力づくりという点からで、全体で小学校の入学選択はこの5年間でふえているけれども、中学校は横ばいである。そういうデータから、中学校の魅力を高めるためには、小中の連携あるいは中高の一貫、こういうことを検討すべき段階に来ているけれども、どうかというお考えでした。

○五味原委員 特別予算委員会の11番、二島委員の質問の、小中一貫教育についてということで、目的について質問が出ておりますが、これはどのような答弁をしておりますか。

○教育政策担当課長 平成20年度の予算に、小中一貫教育について調査委託費を計上しております。この内容についてお尋ねしたいということです。これについては、教育政策の方から、今後の小中一貫ないしは幼小一貫、そういった一貫教育についてのいろいろな課題について洗い出しをして調査をしていきたい。そのための予算計上であるという答弁をさせていただいております。

○小島委員長 ほかにございますでしょうか。

○澤委員 同じく予算特別委員会の杉浦委員のご質問ですが、②の学校選択希望制についてということで、区民の意見、それから今後の政策ということですが、ご質問の趣旨はどういうことで、答弁はどうなっているのですか。

○学務課長 杉浦委員のご質問の趣旨としましては、学校選択制の希望見直し案について区民意見照会をしているので、そういった部分の意見がどのように出ているのかというものと、今後どのように考えているのかというご質問でございます。区民の意見につきましては、賛否両論がもちろんございますという話と、今後の学校選択制につきましては、アンケートをとりますと、保護者の方からはおおむね継続を望む声があること。また、就学の状況を見ていると、小学校で大体22%程度、中学校では48%程度が学校選択によって入学をされている方があるということで、定着しているのではないかとということをお答えした上で、今後、もう少し検討を続けていきますと答えております。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

この予算特別委員会の15番の清原委員で、朝日中学校についてというところの(2)で、地域の意見反映と魅力づくりについてということなのですが、何か地域の意見をこれから取り入れろというのですか。それともこういう地域の意見がありますという趣旨なのでしょう。

○教育政策担当課長 これまでも地域の意見を取り入れる会議体として、活力ある検討委員会というのが朝日地区でございますけれども、そういった意見反映の場を今後についてはどうするのだということで、今後についても例えばPTAだとか、学校評議委員会制度がございますので、そういった中で、朝日中学校のさまざまな魅力について地域の意見を反映する場がございますというような答弁をさせていただきました。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○五味原委員 同じく予算委員会の17番。森野委員の③の(1)(2)、これにつきましてはどのようなことでしょうか。

○指導室長 森野委員としては、諸外国では低学年から歴史教育というのをやっているのではないかと。日本の学校でもそういうのはどうなのだったということでしたので、こちらでは学習指導に基づいた計画的に学習していますということと、低学年におきましても生活科や総合的な学習、3年生ぐらいから地域学習なども続けて、地域のさまざまな史跡などもまた対象になっているので、低学年からそうした歴史的な素養を培いながら、高学年で学習する歴史学習につなげていきますというようなことを(1)(2)と併せてお話をさせていただきました。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 先ほどの二島委員ですか。①にまなび屋ということに注目されて質問があったようですが、これはどういう趣旨なのでしょう。

○生涯学習推進課長 まなび屋について、現在の登録数あるいは利用状況について。それから周知方法について、周知が行き届いているのかどうかというお話と、あと将棋とか囲碁とかそういったものを教えてくれる団体を登録して、子どもたちにそういう伝統的な遊び、そういったものを教えたらどうか、そういうようなご趣旨です。まず、平成19年度の登録数は54ありますというよう

なことで、13講座利用されて158名の方が受講されています。それから、周知方法については、教育ネットに掲載して、年1回広報みなどに掲載しておりますということ。それから、青少年向けのそういった講座、囲碁と将棋についてはそのメニュー提供など、そういったことの提供に努めていきたいと思っておりますというようなお答えをしております。

○小島委員長 ほかにございますか。

同じ予算特別委員会の最後の18番の杉原議員なのですが、杉並の和田中学校の夜間授業についてというところです。これはどういうスタンスからのご質問なのでしょうか。

○指導室長 このことが大分話題になっていますけれども、どういうふうに考えますかということです。港区としましては、土曜特別講座を既に平成17年度からスタートし、全ての子どもを対象に授業料などらずに全部区でやっています。ですから、和田中学校のものとは全く趣旨は異なるものでありますというような趣旨でお答えをしました。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 予算特別委員会の7番目池田委員のご質問の、区民ニーズに応える図書館のあり方についてということで、無線LANの導入ということと、データベースのさらなる導入という二つですけれども、特に無線LANというのは、図書館の中で無線LANが使えるようにとそういう趣旨ですか。

○図書・文化財課長 図書館の中の無線LANで、自分が持ってきたブック型のパソコンで使えるようにとそういう趣旨です。それからもう一つは、データベース、現在日経テレフォンだとか5種類やっていますが、もっとふやすべきではないかみたいなことになります。ご自身が慶応の大学院のメディアセンターを使っているの比べると、図書館はちょっと見劣りするとそういう趣旨です。無線LANについては7区ぐらいがやっていますが、今のところ港区はやっておりませんという答え方です。それから、データベースについては、一つぐらいはこれから拡大することも考えております程度で答えました。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

では14番の達下委員の学校法律相談制度についての(2)で、制度を照会してきた自治体の対応策について、これどういう質問なのでしょうか。

○教育政策担当課長 港区が全国に先がけて実施してきたわけですが、それについて全国からさまざまな問い合わせがございました。これについて照会してきた内容、それから港区の例を倣って具体的に実施してきた自治体の例を教えてほしい、どのようなことをやったのかというようなことです。

○小島委員長 何か港区に倣ってそういう制度を設けた自治体はあるのですか。

○教育政策担当課長 いくつかございますし、あと支援チームという形で、警察OBだとか、お医者さん、それから臨床心理士などのチームをつくって対応しているところもございます。

○小島委員長 それから、3番目の法曹界との関係について、これはどのような趣旨の質問なのでしょうか。

○教育政策担当課長 今後この制度をよりよくするためには、もっと法曹会と密接な連携を築いて

いく必要があるのではないかなというようなご趣旨、ご質問です。回答としましても、おっしゃるとおりですと、回答させていただきました。

○小島委員長 ほかにございますか。よろしいですか。それではこの件はこの程度にします。

2 虎ノ門用地（旧靱絵小跡地）整備基本計画について

○小島委員長 次、第2番目。虎ノ門用地（旧靱絵小跡地）整備基本計画について、教育政策担当課長、お願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、資料ナンバー2に基づきまして、虎ノ門用地（旧靱絵小跡地）整備基本計画報告書について説明をさせていただきます。

気象庁及び教育センターの整備につきましては、1月の本委員会で既に国と区で検討委員会を設置し検討していること及びその進捗状況の概要について報告をさせていただきました。今回は検討委員会としての報告書がまとまりましたので、資料に基づいて報告をさせていただきます。

まず最初に資料の2ページをお開きください。計画地周辺図でございますけれども、計画地が右上の緑の丸で囲ってある現在の大手町の気象庁が、計画地である真ん中の赤丸で囲っております旧靱絵小学校に移ってくる。このことによりまして、計画地が国の防災の重要拠点である気象庁にとって、首相官邸や霞が関の中央官庁と、現在の大手町庁舎に比べるとさらに近接することがわかります。

それから、3ページから6ページにかけましては、計画地の位置づけとして、上位計画である「港区まちづくりマスタープラン」の記載や、新橋、浜松町周辺地区のまちづくりの方針図を掲載しております。

また、7ページにおきましては、さらに上位計画ということで「六本木・虎ノ門地区市街地総合再生計画素案」を基本方針としてまとめております。

続きまして、9ページをご覧くださいと思います。9ページについては、計画地の土地活用方針ということで、港区土地活用方針におきまして、計画地の旧靱絵小学校跡地の活用につきましては、日本の最初の公立学校という歴史的な特殊性を踏まえ、教育センターなど教育施設として整備することとなっております。また、国におきましても、昨年出された国有財産の有効活用に関する報告書においても、虎ノ門への移転について記載されております。これらの報告書を踏まえまして、また上位計画や整備誘導方針などの整合性を図りながら、気象庁につきましては約3万4,000平米、教育センターにつきましては約5,000平米の規模を前提として検討を進めることといたしました。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。10ページについては、敷地条件等の整備でございます。現在の計画地におきましては、⑧基準建ぺい率80%、最大床面積としては2万9,390.5平米というような規定に基づく可能面積となっております。

続きまして、12ページをご覧ください。12ページにおきましては、都市開発諸制度の適用について基本要件をチェックしております。現状におきましては、計画面積をそのまま確保することは難しい状況でございます。都市開発諸制度を比較検討し、今後は複合施設を整備していくには都

市開発諸制度などを活用した容積確保を図ることを基本的な考え方といたしております。

13ページ、14ページにつきましては、気象庁並びに教育センターの機能構成の概要をまとめております。

15ページにつきましては、それぞれの施設の複合施設の整備方針ということで、複合化のイメージをまとめさせていただいております。複合施設の整備方針としましては、気象庁の機能は本来の気象業務が中心となりますが、気象科学館などの広報機能と、教育センターの体験学習センター的機能において、連携した空間を整備していくことで考えております。一般開放施設については、子どもだけではなくて一般区民にも開放していきたいというような計画をしております。

続きまして、17ページをご覧ください。17ページは、現在の気象庁の所要室の構成の概要をまとめたものでございます。主には、気象庁は気象業務が主な業務ですので、スペース的にもその部分が大部分をとっているところでございます。

続きまして、18ページにおきましては、新しい教育センターの所要室の構成の概要でございます。なお、新教育センターでは、相談機能の一部である適応指導教室のつばさ教室を併設したいということで計画をしております。また、多目的体験ホールとして、プラネタリウム等の設置を検討しております。

続きまして、20ページをご覧ください。20ページにおきましては、13番において、今後共有化を図る低層階施設の空間の構成イメージをあらわしております。教育センターについては基本的には低層階に設置したいと考えております。また、気象庁の気象業務等については3階以上のフロアということで考えております。低層階の部分については、気象庁の広報等の機能と連携をしていきたいと考えてございます。

21ページについては施設配置のイメージでございます。

22ページをお開きください。22ページにおきましては、複合施設の断面構成のイメージでございます。ポンチ絵でございます。16ページの方は多目的視聴覚ホール、プラネタリウム等ですが、そういった施設を上層部に配置した場合の断面図でございます。施設全体がシンボリックなイメージを与えることとなりますが、そのためには低層部から多目的視聴覚ホールにアクセスするための専用エレベーターを設置するなどの配慮が必要になってきます。

また、23ページでございますが、この場合は多目的視聴覚ホールを低層部に配置した場合でございます。この場合、一般利用者にとってはアクセスが容易となりますけれども、地上部における空中部分を十分に確保することが困難となつてまいります。

続いて、24、25ページでございますが、地下及び各階の平面イメージ図でございます。また、さらに26、27ページについては2階、基準階、屋上階の平面のイメージ図でございます。

28、29ページをご覧いただきたいと思います。気象庁及び教育センターの整備方法や今後の運営について記載しております。国は施設建設の基本として、気象庁のような官庁施設の整備にあたり、後年度財政負担の見通し等を勘案し、PFI方式の活用なども検討することとなっております。また、教育センターの整備、運営につきましては、29ページの図26にありますように、大学などの各種教育機関や、さまざまなノウハウを有するNPOや民間事業者などと連携を図りなが

ら運営していくのが有効であると考えております。

最後になりますが、今後の具体的なハード面、ソフト面の整備の実現に向けては、諸課題について、来年度以降も国と綿密な協議を重ね、よりよい複合施設建設を目指してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明について何かご質問ございますか。

○澤委員 わが教育センターとしては、プラネタリウムのような夢のあるような施設も考えて計画されているのですけれども、今、課長から説明があったように、気象庁と合わせると3万9,000平米、それが現状では3万平米でしたか。そうすると、この都市開発諸制度の適用ということで、この床面積が広がる可能性というのは何かルールとしてあるのですか。

○教育政策担当課長 都市開発諸制度はいくつか手法がございますけれども、それが適用されるということであれば、一定の容積率の緩和、割増というものはあると聞いてございます。

○澤委員 条件というのは、通常の都市開発ですと、回りの緑の空間とか、公共に何か利用できる道路とかいろいろ条件があり、そういうことをクリアできますか。もともと限られた敷地面積なので、その辺は何か見通しというのはあるから進めているのでしょうか。

○教育政策担当課長 その点につきましては、12ページの方でまとめてございます。これについては基本的な要件だけをチェックしたものでございます。実現可能かどうかの判断はしておりません。今、委員がご指摘のように、例えばまちづくり、道路の整備、それから環境もろもろの要件が達成されれば、それぞれの諸制度についてもさらに実現の可能性は高まってくるのかと思います。まだ、その詳細については今後もさらに調査するということになっております。

○小島委員長 その点に関連して、可能性との兼ね合いで、具体的に何平米が使えるということいろいろな配置図などつくっているのですか。それとも、まだまだ柔軟な段階で、そんなに具体的なところまでいっていないということなのですか。

○教育政策担当課長 今は基本的に国と区で約3万9,000平米の面積を確保したいということで、その中でおおまかに配置に落としたということでございます。ですから、今後そういった容積率がある程度緩和されて、延べ床面積がもう少し確保できるということであれば、もう少しその辺については具体的に設計に落としていけるのかと思います。

○小島委員長 むしろそういう要素はなくても、こういう計画を立てるということで今進めているのでしょうか。

○教育政策担当課長 現状の中でのおおまかな合意している内容ということで、この報告書にまとめさせていただいたということでございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 ぜひとも実現する方向でお願いします。

○小島委員長 その面積で、区の教育センターとしての役割を考えれば、多ければ多いほどいいのでしょうか。

○教育政策担当課長 今既に解体しております旧教育センターの延べ床面積が約3,300平米でございました。新しいところで5,000平米で計画しておりますので、今後その中で体験学習的

な機能も充実し、さらには先ほど申し上げましたプラネタリウム等の他目的視聴覚ホールを確保する中で、その辺は一定程度満足できるような施設を確保できるのではないかと考えております。

○五味原委員 この気象庁とジョイントすることによって、何か港区にとってはメリットがあるのですか。

○教育政策担当課長 気象庁自身の気象業務は当然でございますけれども、国の重要な防災拠点でございます。それが港区にあるということ自体、やはりある意味でそれはステータスとはならないでしょうけれども、やはり一定程度やはり区民にとって誇れる施設ではないかと思えます。また、教育センターと連携することによって、その辺の科学情報とか理科とかの部分で連携できますし、そういった気象庁のいろいろなノウハウ等についてもいろいろと区としても利用できるのではないかと。それが子どもたちだけではなくて、広く区民にも利用できるような施設ということであれば、気象庁が来るということは区にとって非常に大きなメリットがあるのではないかと考えます。

○小島委員長 防災上の情報はかなり他の自治体と比べて港区に入ることになるのでしょうか。

○教育政策担当課長 気象庁自身は基本的には国の機関でございますので、その防災情報について自治体によって差があるということはないのだろうとは思いますが。基本的には、全自治体一律に情報が流れるとは思いますが、それ以外にさまざまなこれまでの蓄積した災害情報等がございますので、そういったものを気象科学館ですとか、さまざまな体験実験コーナーの中で取り入れることによって、それについてはやはり港区としてはメリットを享受できるのではないかと考えております。

○小島委員長 それは港区が、教育委員会がどれだけ積極的に気象庁に働きかけるか、そういう努力でしょうね。

○五味原委員 この計画は予算的には港区が持ち出すものというのはいく割なのですか。

○教育政策担当課長 持ち出すというか、施設建設の建設費になろうかと思えます。これについてはまだ具体的には詰めておりませんが、先ほど申し上げました計画面積が、国が約3万4,000、区が5,000平米、割合としては大体9対1ぐらいであるかと思えます。ですから、単純に建設費のコストで考えれば9対1になるとは思います。ただ、内容的に、例えばプラネタリウムだとか、さまざまな付加機能を教育センターとしてはつけたいと考えておりますので、そのオプション部分については若干区の負担になるかとは思いますが。

○五味原委員 こういう場合に建物をつくりますと、建物の所有権というのはこれは区が持つのですか、国が持つのですか。

○教育政策担当課長 土地につきましては用地活用の方で担当しておりますので、私の方ではちょっと今どういう状況かは申し上げられません。建物については当然その割合に応じて、まだ国と具体的には詰めておりませんが、一般的には持ち分の割合において所有権が発生するのではないかと考えております。

○五味原委員 これだけの比率があるのならば、気象庁はまるっきり韮絵小学校の底地権を使ってしまうわけですから、賃貸料をもらうのか、もしくは建物自体全てを建てて所有権を生むか何かそ

ういうメリットがないと、あのいい場所でどうも気象庁だけの都合で、旧気象庁の跡をいただいても港区ではありませんから、あそこは千代田区ですからね。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

1点、PFI方式も検討するというお話なのですが、官庁と教育センター施設で、民間がもしやるとした場合、一般的にはどのようなメリットがあるのでしょうか。

○教育政策担当課長 PFIのメリットとしては、一般的には設計から発注まで一貫して受注できるとか、工期が短縮できるとか、またその後の維持管理、運営面も一括で受託できるということなことです。トータル的にはそういったコストメリット、専門用語でVF、バリュー・フォー・マネーと言いますが、そういった価値が見出されるということで一般的に今までとられてきたと聞いております。区として本格的にもし乗かってやるということであれば、こういう本格的なPFIとしては区としては初めてなのかと。類似の事例はほかにはございますけれども。

○小島委員長 この件はこの程度でよろしいですか。

3 特別支援教育推進計画（案）について

○小島委員長 続きまして、特別支援教育推進計画（案）について、教育政策担当課長、お願いいたします。

○教育政策担当課長 続きまして、港区特別支援教育推進計画について、資料ナンバー3に基づいて報告をさせていただきます。

昨年1月に、港区の特別支援教育を推進するにあたっての基本的な考え方をまとめた、特別支援教育のあり方について報告をさせていただきました。今回はそれを受けて、港区としての今後の特別支援教育の推進のために区が行う施策や事業についての平成20年度から平成22年度までの具体的な推進計画を報告させていただきます。なお、用語の解説につきましては報告書の最後の方の13ページ以降に掲載しております。

それでは、最初2ページをお開きください。特別支援教育全体の構想図でございます。特別支援教育に対し、保護者などから教育委員会の体制がわかりにくかった点を、相談体制の一元化や幼稚園・保育園などの就学前機関との連携を図り、おのおのの機能や機関が密接な関係がとれるように整理、体系化したものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。主に、年次計画による表に沿って説明をさせていただきますと思います。2ページでは特別支援学級の設置についてでございます。平成20年度に港南小学校に知的障害特別支援学級を設置してまいります。

続きまして、4ページをお開きください。情緒障害特別支援学級では、中学校で平成20年度検討、平成21年度に設置してまいります。さらに、特別支援教室についてはLD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある児童・生徒を対象とし、必要な時間、専門的な指導が受けられる特別支援教室をモデル事業として、小学校2校中学校1校に設置に向けて、平成20年度は検討してまいります。

少し飛んで恐縮でございますが、8ページをご覧ください。（3）の教職員の資質及び専門性の向

上でございます。子どもを適切に指導していくためには、校長や教職員の正しい理解と適切な手法と工夫が非常に重要です。そのために特別支援教育の理解・促進を図る校内研修などを積極的に行ってまいります。

続きまして、9ページをご覧ください。特別支援学校との連携では、地域のセンターと位置づけられた都立の特別支援学校との連携を深めるため、特別支援学校の教員が各学校を訪問したり、具体的な指導・助言などを行ってもらうなどして連携を深めてまいります。9ページ下の段の方になりますが、相談体制の一元化と充実につきましては、教育委員会、通級指導学級を設置している学校、NPOに分散している相談窓口について教育委員会に一元化し、さらに相談員の質の向上を図ってまいります。

続きまして、10ページをお開きください。②就学支援委員会の設置でございます。専門的意見の聴取について就学支援委員会に一元化し、就学機関中を通じて支援策について評価し、特別支援アドバイザーとの役割や連携について検討してまいります。

次に(6)就学前機関との連携です。幼稚園など学校へ入学する前の機関との連携ということで、就学に向けての支援計画を作成するため、保護者と教育委員会が連携して作成する就学支援ファイルやシートの導入について新しい取り組みになりますので、内容を検討してまいります。

11ページでは、現在NPOに事業委託している相談事業の一元化や、発達障害の子どもへの学習支援員派遣について、制度の見直しや充実を図ってまいります。

最後に12ページでございますが、啓発活動についてです。障害のある子どもが学校や社会で学び生活していくためには、保護者だけではなく、広く一般区民の理解と協力が不可欠です。そのために保護者などで理解が深まるようにパンフレットを作成・配布したり、ホームページの充実、広報みなとや教育委員会広報誌「ひろば」などで随時記事を記載し、理解・促進や啓発に努めてまいります。簡単ですが、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対してご質問ございますか。

障害のある子どもたちもこれできめ細かく支援すれば、心身の発達に大変寄与すると思います。これだけ充実することは非常に結構なことで、今後さらに充実するといいいです。何かご質問ございますか。

○澤委員 全体的には委員長の言われるとおりだと思います。ちょっと具体的なことでお聞きしたいのは、知的障害特別支援学級を平成20年度に港南小学校に設置するということなのですけども、既に肢体不自由児の方のたけのこ学級というのが港南小学校にはあると思います。それとの関係というのは、一緒に置くということになるのですか。

○学務課長 たけのこ学級は人数が少なくて1学級です。スペース的に余裕があるということ、どうしても地域に人口がふえてきまして障害の方も多という状況にあり、知的障害学級と肢体不自由学級の併設としました。施設には教室的には分かれていて、二つの種類に分かれているという形になっております。

○澤委員 もう一つ。これも新しい教室ですか。資料の4ページの特別支援教室では、知的障害とも肢体不自由ともまた違った視点での教室を設けてそういう子どもたちを支援する。これはどのよ

うなイメージになるのですか。

○学務課長 特別支援教室の方は対象としましては、LD、ADHD、高機能自閉症等ということで、通級学級に在籍するお子さんの方を対象にしまして、学習支援員というものを入れているのですけれども、学習支援員ではなかなか十分なケアができない部分がございますので、取り出し教育も含めて、どういった教育がいいのかということモデル的にやってみようということで今考えております。特別支援教室というものを学校の中に設けて、人を配置することになるのですけれども、そういった形で子どもたちを指導していくという方法もあります。小学校では情緒障害学級としまして、つばみ学級が東町小学校にあります。その情緒障害学級の教員が連携校、もう一つほかの学校と連携をして、教員が巡回指導していくような機会を設けるなどいろいろなやり方がありますので、そういった手法について、検討して、何かいい方法がないかということでやってみたいと思っています。

○澤委員 当面平成20年度はそういった検討をして、平成21年度にモデル事業ということでスタートする。

○学務課長 そうです。早ければ平成20年度後半からでも実施したいと思っているのですけれども、そういう予定でおります。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○横矢委員 11ページの一冊下のところに、今お話にもありました学習支援員の制度の見直しとか充実というところなののですけれども、見直しする時期にあるのかと思われたきっかけみたいなことは何かあるのですか。ちょっと難しいと思われるようなことは特にはございませんか。

○指導室長 学習支援員が平成18年度から設置を始めて、今年度、指導室が担当してやっています。保護者側の誤解といいますか、何かあればランクをつけてもらえというような状況とか、一度つけたらいつまでもつけっぱなしなのかとか、いろいろそういうやりながら検討すべき課題が出てまいりました。それで、今年度の途中からというか、お子さんに対して、保護者の方、担任それからこちらの教育委員会の担当者とケース会議というか、それぞれ個々の状況に応じて、どういう支援が一番ふさわしいかというのを、学校側からは管理職や担任からその子どもにだけの支援計画みたいなものがあって、そのことの部分について学習支援員に任せるなりとかそういうやりとりをして、それはちゃんと成果が上がるかどうかということ、つけたことによってどういうよい面ができたかというようなことについてきちんと成果を見ていこうというような動きを今しようとしてきつつあるという状況ですので、来年度に向けて、さらにその取り組みに関して整備をすることになりました。

そして今支援員の、個別支援室でそういう相談も受けているのですが、個別支援室に相談に行くと、ここは学習の障害とか、ADHDの子のことでそれは違いますよとか、あそこで入れたり入れなかったりというそういうエントリーが出てきてしまうので、そのところは学務課で一貫して一つの相談窓口をつくり、これは介助の対象ですよ、これは学習支援の対象ですよ、これはもう少し相談をして就学に戻って、どこかふさわしいところに教育の機会をつくりましょうというようなエントリーをしていくというような整備を学務課とも協議し、それを実際にやっていこうということ

の流れの中の内容でございます。

○横矢委員 それでNPOが今養成講座をやっていたと思うのですが、それは今ちょっとストップするのではなくて、継続してやはりそれは行っていく。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 用語のことでちょっと頭の中が混乱しているのですが、特別支援学級というのは知的障害とか肢体不自由児とかそういう総合的な名称ですね。先ほどの特別支援教室というのは学級とはまた違う意味で使っているということですね。

○小島委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

4 港区立生涯学習センター等指定管理者の公募について

○小島委員長 それでは次。港区立生涯学習センター等指定管理者の公募について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは資料番号の4番をご覧ください。港区立生涯学習センター及び青山生涯学習館、またはスポーツセンターや運動場、武道場について、現在の指定管理者、港区スポーツふれあい文化健康財団の指定機関が平成21年3月31日に終了するため、新たな指定管理者の公募を行います。

まず1の対象施設です。(1)の生涯学習センターから(11)の氷川武道場まで11施設ございます。所在地は表のとおりとなっております。

次に2の指定期間でございます。(1)(2)の生涯学習センターと青山生涯学習館につきましては平成21年4月1日から平成26年3月31日まで5年間の指定期間を予定しております。標準期間で5年と、この場合。安定的サービス、それから適度の緊張感を持たせるというような意味でございまして5年といたします。

一方、(3)のスポーツセンターから(11)の氷川武道場までの施設は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間を予定してございます。運動施設関係はスポーツネット参加の施設で、窓口の効率的運営のためグループ一括で公募いたします。そこで、スポーツセンターの改築に絡めまして、大規模改修など特段の事情がある場合には、例外として5年未満の短期的扱いがあります。運動場につきまして一括して指定期間を3年といたしました。

それから、最後に4のスケジュールでございますけれども、公募開始は平成20年4月21日を予定してございます。応募期間は4月21日から5月21日までの1ヵ月間。指定公募者は平成20年8月を選定の期間として進めてまいります。なお、指定議案につきまして、平成20年第3回定例会に上程を考えております。これにより、新たな指定管理者による指定開始については平成21年の4月1日となっております。この公募手続きにより進んでまいりたいと思います。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

○澤委員 状況を知りたいのですが、今こういった区の施設を区民のためになるべく便利な形でサービスを提供するということで、区が財団をつくって財団に委託して運営しているわけです。

ほかの区でもどこでもいいのですけれども、こういう運動施設等を委託されて管理するような民間の例というのは何かあるのですか。

○生涯学習推進課長 他区の例でも100%民間の事業所が受託している、管理しています。

○澤委員 そういうことをやろうという民間の業者があるわけですね。

○生涯学習推進課長 数社あるようには聞いてございます。

○小島委員長 主にどのような団体ですか。普通の株式会社とかどのような。

○生涯学習推進課長 港区のように財団のようなところも多いのですけれども、一部例えば生涯学習系ですと小学館とかそういうようなところが請け負っていたり、あるいはスポーツ系ですとコナミとかそういうところの名前を聞いたことがございます。ただ、一般には財団等の外郭団体も多くございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

先ほど、学習系が5年でスポーツ系が3年と言って、なぜ5年と3年なのか、よくわからなかったのですけれども、どういう理由ですか。

○生涯学習推進課長 全体的な指定管理の制度の枠組みの中で、標準的な期間というのは5年と定めています。その5年、ある程度安定的な期間、それから適度の緊張感を出せるというようなことで5年です。

○小島委員長 5年と3年の違い。

○生涯学習推進課長 3年につきましては、例外的に5年よりも短期となる理由ですが、このたびスポーツセンターについて改築がある場合は、異なるということです。

○小島委員長 そうなのがあるから。

○生涯学習推進課長 ある場合にはそういう短期の例外的な期間も適用できるとそういうようなことでございます。

○小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

予定された教育長報告事項はこれで終わりますが、ほかにこの件でございますか。特にございませんか。

第3 審議事項

1 議案第3号 港区教育委員会事務局組織規則の一部改正について

○小島委員長 それでは今度は日程の第3の審議事項に入りたいと思います。

まず、1番目。港区教育委員会事務局組織規則の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 お手元の議案資料1をご覧くださいと思います。議案第3号、港区教育委員会事務局組織規則の一部改正でございます。第7条の表、学務課の項第五号中「心身障害学級」を「特別支援学級」に改めるものでございます。学校教育法の一部改正に伴いまして名称変更がございました。一方では、先ほどご報告がありましたけれども、特別支援教育の推進規約ができましたので、こういったことに合わせまして名称を変更するものでございます。以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

先ほどの案件、特別支援教育推進計画に関連するわけです。そこで説明を聞いていますので、ここはこれでよろしいかと思います。何かご質問ございますか。

なければ、これより採決に入りたいと思います。議案第3号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第3号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

2 議案第4号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案資料ナンバーの2番でございます。議案第4号、港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について、1ページ目、第2条の表、学務課の項中「就学相談担当」を「特別支援相談担当」に改める。また、第7条の表、学務課の部中「就学相談担当」を「特別支援相談担当」に改めるというものでございます。平成20年4月1日から組織改正を予定しております。これに合わせまして、法改正に沿った形の名称に変更するものでございます。また同様に、特別支援教育の推進計画も改正しました。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

就学相談と特別支援は、これは中身的には同じということでしたか。

○学務課長 これまで就学相談というのは就学前だけの相談を受けていたのですが、今回から就学前だけではなくて、学習支援員のような就学中の相談も受けますし、通級学級のご相談、年級のための相談も受けるということで、相談の範囲は全部一括して窓口をお受けするという形になりますので、業務量としては負担がふえます。

○小島委員長 そうすると、就学相談と言ってしまうとちょっと不適切になるわけですね。

○学務課長 就学と言ってしまうとどうしても学校に入るというイメージがついていきますので、特別それを特別相談、特別教育相談という形に改めます。

○小島委員長 それではよろしいですか。これより採決に入りたいと思います。議案第4号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第4号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第5号 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区教育委員会事案専決規程の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○**庶務課長** それでは、議案資料ナンバーの3番、港区教育委員会事案専決規程の一部改正について1枚目をお開きいただきたいと思います。まず、1ページ目でございます。上段が区教育行政の基本的事項に関することで、下段の方に委員会が継承するという所掌の事項が書いております。まず、この別表中、①②③が上段でございます。この表が2ページ目をお開きいただきたいと思います。②が一つ追加になりまして、項目が、四つに分かれた表でございます。これにつきましては、教育委員会の権限に属する事業の点検及び評価に関することということは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条で、外部評価の導入というのがございます。それから、1年に1回、教育委員会の活動につきまして、教育に関する学識経験者を活用して教育委員会の活動を評価するという規程が設けられました。これに伴った規程の変更の部分でございます。

2ページから3ページにまたがりまして、法規等に関すること、これは中段の部分、これが委員会の議決事項でございます。一番下の欄が教育長の専決事項でございますけれども、例えば教育長専決事項の1、訓令の軽易な改正に関することというのが、改正の中では削除されております。訓令の制定、改廃に関しては、これまで重要なことは教育委員会議決、軽易なことは教育長専決でした。これが改正によりまして、重要、軽易に関係なく、委員会の議決ということでまとめられております。これが3ページ目の真ん中の表でございます。

それから、3ページ目の一番左側の8の職員の人事、服務及び給料等に関すること。これにつきましては、現在、教育長専決で係長級及び一般職員の任免に関することも含めて教育長専決、課長級以上につきましては教育委員会の議決事項になっております。これが4ページ目、裏面の部分でございますけれども、改正事項におきましては、係長級及び一般職員の任免に関することにつきましては教育委員会の議決ということで、教育長専決の規程が教育委員会に移ったということでございます。

同様に、幼稚園の園長、教頭以外の幼稚園教育職員の任免に関しては、教育長専決でしたけれども、これにつきましても4ページ目の左側の表になります中段の2で、幼稚園教育職員ということで、園長、教頭、主任、一般かかわらず、教育委員会の議決に付議されるということで、教育長専決から移動になっております。このような改正の中身でございます。以上でございます。

○**小島委員長** ただいまのご説明に対して何かご質問ございますか。

○**澤委員** 教育委員会の専決規程の見直しということなのですが、個々のことではなくて、現在、教育委員会改革論とかいろいろ教育委員会制度に対する議論もある中で、この教育委員会の専決事項を教育長から教育委員会に移すということの趣旨なのなのですが、その基本的な根底はどのような点からこの地方教育行政、法律の改正の趣旨はどのようなことでしょうか。

○**庶務課長** その点につきましては、この法改正の中で詳しくは触れられておりません。ただ、教育長への専決の部門が多過ぎることから、ある意味、教育委員会本来の仕事に対する権限の強化ということで、私どもはいわゆる教育長に委任できない事項がふえたと考えております。

○**小島委員長** それとも関連すると思うのですが、最初の三つの事項が四つの事項になりました。2ページ目の下段の右から2番目の教育委員会の権限に属する事業の点検及び評価に関すること。これは先ほどの説明では何とおっしゃいましたか。これは先ほどの澤委員のご質問の法改正

と関連するのでしょうか。

○**庶務課長** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが改正されました。これに伴いまして、平成20年4月から年1回教育委員会の活動全体を外部の有識者が評価をしなければならない。その評価結果につきましては、教育に関する有識者を活用するという表現になっております。その結果については議会に報告する、区民に公開するというのが義務づけられております。これを受けての改正でございまして、内容につきましてはあくまでもこれは法を受けた形での機能整備ということでございます。

○**小島委員長** そうすると、この事業の点検及び評価に関することというのは、だれの権限なのか。これを読むとどこになりますか。

○**庶務課長** 事業の点検の方法とか、評価の項目、こういった点については議決になったと思います。ただこれにつきましてはまだ先行例と言いますか、まだ平成20年4月からの施行でございまして、いろいろな関連の出版社等から、そこら辺のモデルケースというのが去年の10月ぐらいに出るという情報はつかんでおったのですけれども、まだ具体的に私どもでは入手しておりません。ただ、法の趣旨を受けとめて、機能整備はをしなくてはならないと思います。

○**小島委員長** 各区のそういう評価委員会的なものをつくる、それとも都なり何なりが一括して、そういうあちらの教育委員会こちらの教育委員会を評価するということになるのですか。

○**庶務課長** これは各区がそれぞれ個別で教育に関する有識者を1名以上確保して評価するということになります。

○**小島委員長** 各区のどこかにそういう機関が設置されるという意味ですか。

○**庶務課長** そういうことになります。

○**小島委員長** ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

それではこれより採決に入りたいと思います。議案第5号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**小島委員長** ご異議なきものと認め、議案第5号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第6号 港区教育委員会公印規則の一部改正について

○**小島委員長** 続きまして、港区教育委員会公印規則の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○**庶務課長** それでは、議案資料の4番をお開きいただきたいと思います。議案の第6号、港区教育委員会公印規則の一部改正でございます。1ページ目をお開きいただきたいと思います。改正する内容でございます。別表の第1に加えるということで、従来なかった港区立学校の副校長印を設置することといたします。中身につきましては、13-3の公印の形にあるとおり、港区立学校副校長印ということで、小中合わせて兼用印として、一つ設置をします。管理につきましては庶務課で管理いたしまして、必要なときに応じて、小学校、中学校の副校長に来ていただきまして、押印

していただくということを考えております。

この内容でございますけれども、今回、学校教育法の改正によりまして、学校の管理運営の規則の一部を改正するものでございますけれども、副校長の権限の拡大というのがございました。中身につきましては校長からの事務の委任でございますけれども、内容的にはほとんど委任されるものはありません。実際に使われるようなケースを考えた場合、教育職員が育児休業を取得するときに、本来無給でございますけれども、お子さんが7歳の就学まで休暇を取ることができます。最初の1年間は給与の2分の1が支払われます。あとの2分の1は共済組合が給与の負担をしますけれども、このときの共済組合への申請をするときにその申請書に権者、この権限の部分が副校長に委任されました。こういったケースで使うということが現在想定されております。恐らく1年を通して使うケースは数回あるかないかと考えておりますので、現状ではこの公印につきましては一つだけを作るということで、今後、権限の委任が拡大された場合はまたその状況に応じまして、例えば小学校副校長印、中学校副校長印と二つに分ける、あるいは各学校につくるということにつきましては今後の課題ということで、今般の整備につきましては一つだけを設置するということでさせていただきました。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ありますか。

こういうのは一般的にも、ほかにもこういう事例はあるのですか。一つの判こをみんなで使うという。

○庶務課長 区長部局においても各課長印というのがございまして、何々課長印というのは各課長一人ひとりに設置されておりましたけれども、10年近く前に部単位ということで、一つの何々部の課長の印ということで、その部に属する課長が使えるということで共通化されまして、一部に1印という形で整備をされておりますので、基本的には考え方はこれに沿った形で追記してあります。

○小島委員長 この件はこの程度でよろしいですか。それではこれより採決に入ります。議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第6号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

5 議案第7号 港区立学校文書管理規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区立学校文書管理規程の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案資料ナンバー5、議案第7号、港区立学校文書管理規程の一部改正について1ページ目をお開きいただきたいと思います。改正の内容でございますけれども、第7条第2項中「教頭」を「副校長」に改めるという内容でございます。従来、東京都の関係から副校長というのは呼称ということで使われておりましたけれども、今般4月1日からの施行によりまして、学校教育法一部改正の法の施行によりまして、小中学校に新しい職ということで、副校長職が整備されました。これに伴いまして教頭を副校長に合わせる内容でございます。説明は以上でございます。

す。

○小島委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。よろしいですか。

それではこれより採決に入ります。議案第7号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第7号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第8号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案資料ナンバー6の議案第8号でございます。本日、この部分につきましては、議案第8号以降、幼稚園の教育職員につきましては短時間勤務職員の導入に伴う関連の制度でございます。本日、席上配布ということで、平成20年第1回港区教育委員会臨時会の審議事項6から12に関する資料ということで、平成19年給与条例・規則等改定の概要ということがA4の横の表で示してございます。給料月額、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、教育職調整額義務教育等教員特別手当、教員特殊義務手当等につきまして、内容につきましてはこのとおりになっております。これと一緒にあわせてご覧いただきたいと思います。

議案第8号でございます。1ページ目をお開きいただきたいと思います。規則の案でございます。その次のページ、新旧対照表でございます。まず、第3条の2、上段改正案、下段が現行でございます。これにつきましては短時間勤務職員の給料月額、この短時間勤務職員というのはフルタイム40時間、これが短時間であれば、簡単な話、20時間というのがございますので、これを例にちょっとご説明させていただきたいと思います。給料につきましては、月額につきましては40時間が20時間になれば、給料は半分になるということでございます。その際に端数が出た場合につきましては、四捨五入ではなくて全て切り捨てますというのが第3条2項の改正の内容でございます。

それから、超過勤務手当、第13条でございます。ここで言う超過勤務手当というのは、1週間を通しての勤務手当ということでございます。平日の残業ではございません。週休日や祝日に職員が出勤したということを想定しての8時間の場合でございます。原則振替ということでございます。

けれども、フルタイム職員の場合、振替ができずに勤務をした場合にあらかじめ定められた一週間の正規の勤務時間40時間を超えた場合には1時間につき勤務1時間あたりの給与額の100分の25から50の範囲内で超過勤務手当を支給することとなっていますが、週20時間の短時間勤務職員の場合も同じく週40時間を超えた分につき超過勤務手当の支給をする、ということを規定した内容でございます。また、第2号では週40時間を越えて勤務した場合で、その中に休日給を支給されることとなった時間が含まれている場合はその休日給が支給された時間は減じて計算をするという内容でございます。休日給を支給した時間に対しての超過勤務手当は支給しないということでございます。

第17条につきましては、勤務1時間あたりの給与額ということで、1時間あたりの時間を出す際の算定の根拠を出したものでございます。地域手当につきましては、短時間勤務の時間数に応じて、40時間を分母として減った分だけ地域手当も減らすということでございます。住居手当につきましては、これは短時間であっても全額支給されますけれども、1時間の給与計算をするときに、フルタイムを基準に、例えば20時間であれば、住居手当が半額ということで1時間あたりの計算を出すという内容が第17条2号の内容でございます。こういった形で給与に関する整備でございます。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。よろしいですか。

それではこれより採決に入ります。議案第8号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第8号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

7 議案第9号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 お手元の資料7番、議案第9号でございます。管理職手当に関する規則の一部改正について、1ページ目をお開きいただきたいと思います。改正の内容でございますけれども、これは幼稚園の教育職員につきましては平成20年度から管理職手当の定額という形になっています。従来は棒給の何割かという話だったのですが、園長につきましては9万2,800円、副園長につきましては5万6,000円が支給されます。この園長、副園長が短時間勤務ということで、仮に40時間のフルタイムを週20時間にしてしまった場合につきましては、園長であれば9万2,800円の管理職手当が半額になります。それで副園長の場合は、5万6,000円で半分になりますということを整備した中身が議案の第9号でございます。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何か質問ございますか。

今の話で、園長先生が短時間勤務になるということはあるのですか。

○庶務課長 制度上はございます。

○小島委員長 そのときはどういう勤務形態になるのですか。

○庶務課長 大変難しい園の運営状況になると思います。実際にどういう形になるか想定はしておりませんが、この法改正の趣旨からいけば、園長であっても可能でございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

なければこれより採決に入ります。議案第9号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 異議なきものと認め、議案第9号については、原案どおり可決することと決定いた

しました。

8 議案第10号 港区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、資料ナンバー8番、議案9号でございます。これは幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の改正でございます。1枚目をお開きいただきたいと思います。

別表中の中「休日等」を「休日および代休日」に改め、「土曜日またはこれに相当する日」及び「」書きの部分を削るということです。実はこれは平成14年度から実施されております完全週休2日制に伴って、不要となっていた区分を削除するというものでございます。

新旧対照表、一番最後のページをお開きいただきたいと思います。上が改正案、下が現行でございます。現行の部分、土曜日またはこれに相当する日ということでございますけれども、既に現在週休2日が制度になっておりますので、この現行の表の真ん中の部分を削除するという内容でございます。上段の方の改正案では、これに伴いまして、上の段でございますけれども、休日及び代休日とこの部分が整備をされております。ちなみに別表の第2というのがこれ省略になっておりますけれども、これにつきましてはそれぞれ特殊勤務手当ということで、例えば非常災害における幼児の保護とか防災の職員に当たった場合は日額で3,200円、あるいは甚大な被害を受けた幼稚園児を含む住民の避難にあたった場合は日額で6,400円というような特殊勤務手当が別表の2で支給されているものでございます。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。よろしいですか。

なければこれより採決に入ります。議案第10号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第10号については、原案どおり可決することが決定いたしました。

9 議案第11号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 議案資料ナンバー9番、議案第11号でございます。幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正ということでございます。

これにつきましては二つページをめくっていただきます。新旧対照表をご覧くださいと思います。幼稚園の期末手当に関するものでございます。これにつきましては短時間勤務が導入されたことに伴う改正でございます。短時間勤務が導入された場合、期末手当につきましても、フルタイムの週40時間をベースにして、短時間勤務の時間数を分子ということで按分した数字をもって期末手当を支給するというものでございます。

これは、週 20 時間勤務ということで、例えば 12 月の期末手当を考えた場合、6 月から 12 月の 6 ヶ月間が支給の期間になりますけれども、これは例えば平成 20 年度は 183 日ございます。これにつきましては 40 時間を 20 時間にして 20 時間を減らした場合、この 20 時間の 2 分の 1、10 時間が減額される時間数になるという計算の根拠がございます。これに伴いますと、全体として 4 分の 1 カットということになりまして、183 日中 4 分の 1 カットで 137.25 日の出勤という形になります。つまり、勤務時間が端数になっても計算上は 4 分の 1 しかカットされない形になります。この場合の支給割合は約 9 割ということで、ほとんど支給されている内容でございます。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。意見はないですか。

それではこれより採決に入ります。議案第 11 号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第 11 号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

10 議案第 12 号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案資料の第 10 番、ナンバー 10 でございます。議案第 12 号の勤勉手当に関する規則の改正でございます。5 ページ、新旧対照表がございますので、これでもってご説明させていただきます。5 ページ目、上下段、アンダーラインを引いてございます。文言の整備でございます。休職されているを休職にと、「に」をつけ加えたものでございます。第 3 条も同様でございます。6 ページ目でございます。上段の 4 の部分につきましては、これは追加にされています。7 ページの下段に、第 6 号、私事欠勤等の取扱いを受けた期間及び教育委員会が別に定める事由で勤務しない期間という部分がございます。この教育委員会が別に定める事由というのをこの 6 ページの上段の第 5 条 2 の 4 で改めて、具体的に勤務時間条例第 17 条で規定するという形で整備をしてございます。同様に、7 ページの上段、100 分の 100 という具体的な数字もここで移動しております。それから、7 ページの上段でございます。第 8 の育児休業法というのがございます。この法の第 3 条の規定によりとここの部分につきましては、勤勉手当につきましても、短時間勤務を取得した場合、この短時間勤務の時間数を分子、フルタイムの 40 時間を分母ということで、週 20 時間の場合が減額されるということでございます。これにつきましては、先ほどの期末手当のように、優遇措置ではございません。控除された時間は全額カットの対象となりますので、先ほどと同様に、6 月から 12 月の 6 ヶ月間で考えた場合、勤勉手当の対象となるのは 183 日中 92 日、2 分の 1 カットということになりますので支給率は 50% カットということになるものでございます。

期末手当は公務員というこの立場に対する給付、勤勉手当というのは労力の提供に対する給付ということですので、それにつきましては労力の半分しか提供していないので、支給額も半分になる

とこういう考え方を整備したのが8でございます。以降につきましては、7ページの上段3につきましては、8時間で1日とするというような内容の整備でございます。

9ページ目になります。下段の方でやはり教育委員会が別に定めるところにより換算した時間というのが、9ページ目の下段のちょうど真ん中の部分でございます。この部分が8ページの上段の5第2項及び全項にということで、具体的に規定をされております。職務に専念する義務を免除されたこと、病気、休暇もしくは介護休暇、私事欠勤、育児休業法第19条に規定する部分休業により勤務しないこと等と教育委員会が別に定める中身を上段の方で整備したものがその内容でございます。

6につきましても同様に、8時間をもって1日とするなど、勤務時間を整備したものが第6号の中身でございます。

10ページ目でございます。これは減額する際に、育児短時間勤務職員としての期間の私事欠勤等の取り扱いを受けた時間を日に換算する計算方法について規定しているのが、上段の2項の中身でございます。第10条以降につきましては、給料月額の意味ということで、給料計算の中身を説明したものが整備されております。改正の内容は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対してご質問ある方はどうぞ。何かご質問ございますか。よろしいですか。

それではこれより採決に入ります。議案第12号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第12号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

11 議案第13号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 議案資料ナンバー11でございます。議案第13号、義務教育等教員特別手当に関しましては2枚お開きいただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。これも育児短時間勤務の導入に伴います給付の改正の中身でございます。現在、義務教育の課程における教員につきましては月額9,800円を上限として手当が支給されておりますけれども、これも短時間勤務を取った場合、例えば40時間のフルタイムのところを20時間ということであれば、9,800円の2分の1ということで4,900円が支給されるという、そういう部分の改正でございます。この中身につきましては、第2条の2ということで整備をされております。以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何か質問ございますか。特にございませんか。

それではこれより採決に入ります。議案第13号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第13号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

12 議案第14号 港区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 議案資料ナンバー12でございます。議案第14号、教職調整額に関する規則の一部改正でございます。これにつきましても最後のページに新旧対照表がございます。短時間勤務職員の教職調整額の端数計算でございます。現在、教職の調整額ということで本給に4%の手当が支給されておりますけれども、これは先ほどご説明しました給料与月額ということで40時間のフルタイムのところを20時間、半分の時間であれば、給与月額を2分の1にしてそれに4%をかけて支給するというので、勤務時間に応じてその4%もいわゆる全額ではなくて応じた金額が支払われるというのがこの改正の内容でございます。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。よろしいですか。

よろしければ、これより採決に入ります。議案第14号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第14号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

13 港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

○小島委員長 続きまして、港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 議案資料13番の議案第15号をご覧ください。港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についてです。港区立運動場条例の一部を改正する条例案を1月22日にご報告した際に、オープンの期日につきましては教育委員会規則で定めた日としておりました。

このたびの平成20年第1回港区議会定例会で条例案が議決されましたので、当規則で運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるものでございます。参考資料に港区立運動場条例新旧対照表をつけてございます。ご覧いただきたいと思います。こちらで別表第1、施設の開設日は7月1日とし、区内少年団体が3ヵ月前から予約できますので、別表2の改正規定の施行期日は4月2日とするものでございます。以前、夏休み前のオープンを7月20日日曜日に想定したというところがございましたけれども、教育委員会でのご意見を先にいただきまして、20日ほど前倒しを認め、7月1日開設。オープン記念式典については6月29日日曜日にできるよう努力しておるところでございます。説明については以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 質問ではないのですが、教育委員会での要請に従って20日早くなったのですか。それはどうも有難うございます。

○小島委員長 そうですね、他に質問はよろしいですか。

それではこれより採決に入ります。議案第15号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第15号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

14 議案第16号 港区立運動場条例施行規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区立運動場条例施行規則の一部改正について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案資料の14番の議案第16号をご覧ください。港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の一部改正についてです。5ページの施行規則新旧対照表をご覧ください。第3条に3項及び4項を追加するものでございます。第3項は運動広場を利用できる団体の登録要件を別表2で、また使用申請期間について別表第3でそれぞれを規定しております。

次に、第5条に同運動場広場を追加し、少年団体が同運動広場を利用する場合においても、埠頭少年野球場同様に使用料を免除するものでございます。

続きまして、6ページになります。上段、別表1の終わりに運動広場の少年野球場、少年サッカー場それぞれ1月4日から12月28日までの使用期間とし、使用時間は午前8時から午後7時までといたしました。夜間照明がありませんので日没まで。夏の期間で午後7時を上限といたしました。次に別表2は各団体の登録要件を規定しています。この要件はスポーツネットで定められている要件と同じでございます。最後に別表3は使用申請期間で、区内少年団体が3ヵ月前からの予約ができ、区内一般在住・在勤団体が2ヵ月前、区外団体が1ヵ月前からの予約とすることを規定するものでございます。備考では、予約にあたって応答日が休日の場合は前日までに予約できるものとするものです。以上、この規則の施行は本年4月1日です。以上についてご説明いたしました。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

特になければ採決に入ります。議案第16号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第16号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

15 議案第17号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー15、議案第17号について説明をいたします。この背景の理由ですけれども、今回の改正は学校教育法の一部改正に伴い、小中学校に新しい職として、副校長、主幹教諭を設置することと、学校評価に関する内容を規定することの2点について改正に伴うものでこれを改正いたします。

4枚目のところをご覧ください。新しい職を設置することについてのまず改正内容からお話をいたします。学校教育法の一部改正に伴いまして、学校の設置体制、指揮運営体制や指導体制の充実を図るために学校に置くことのできる職として、新たに副校長、主幹教諭、指導教諭の職が設けられました。これに伴いまして、東京都教育委員会では既に東京都立学校の管理運営に関する規則の改正を行い、平成20年4月1日から、都立学校に関して、現在副校長と称している教頭について校長権限の一部を委任し、学校教育法上の副校長に改め、都独自の職として設置し、教諭または養護教諭をもって充てている主幹についても、学校教育法上の主幹教諭に改めることといたしました。

新たな職についてでございますが、副校長というのは、校長を助け、命を受けて校務をつかさどるとされています。これまでの教頭と異なる点は、命を受けて校務をつかさどるところで、校長権限の一部の委任を受けて、副校長みずからの権限と責任において処理することができるようになるということです。主幹教諭は、現在の主幹と基本的には同じ中身で、教員に対して監督権を持つ職であります。指導教諭というのは、教育指導についてほかの教諭に指導、助言するスタッフという中身であります。

法改正の対応ですけれども、副校長に関しては、副校長に校長権限の一部、具体的には服務監督権限の一部を委任し、学校教育法上の副校長に改めます。その上段の方に、副校長の第6条というところで項目がなっております。

現在、都独自の副職となっている主幹は、これまで教諭をもって充てるという仕組みでしたけれども、今回の法改正に伴いまして、学校教育法上の主幹教諭に改めますので、次のページの第6条の4というところにありますが、今までは主幹と言っていたのを主幹教諭としています、職務の内容についてはほぼ今回内容や職責が変わることはありません。

指導教諭につきましては、現在、都で相当する職は置いておりません。今後、都における指導教諭のあり方について検討を進めておりまして、今回はその設置はありません。

今回の改正につきましては、教育職員の適切な任用管理や給与支給などの点から、全校種、全都内、全区市町村で同時に副校長及び主幹について、学校教育法上の副校長と主幹教諭に改める必要がありますので、東京都教育委員会の改正内容に準じて、港区立学校の管理運営に関する規則を改正し、学校教育法上の副校長及び主幹教諭の職について規定するものでございます。

なお、幼稚園におきましては、副園長、主幹教諭等の導入につきまして、特別区の人事構成事務組合がこの幼稚園教育職員の職のあり方について検討を行ってまいりました。その中で、特別区の公立幼稚園の現状などから、少人数職場が非常に多く、園長を補佐する新たな職として置く副園長

というものを置く必要性が見出せないこと。園長と教頭の両方を設置している園が少なく、現在の園長、教頭で職務や職責を十分に対応できるため、園長と教頭の間に新たに副園長を設置する必要はないという結論に達しました。

また、主幹教諭や指導教諭の設置につきましても、同様に幼稚園運営は現行制度で対応できており、そのような職を別にする必要性は今ないということで、各区が独自で選任している主任を考慮する必要がありますけれども、新たな主任の職務内容や選任方法、配置基準などは全くそれぞれ異なっておりますので統一するということはありませんので、特別区においては主幹教諭の新たな職は設置しないということになっております。これにつきましても、選任、承認選考基準や給与水準など、この新たな職を置くことについては、幼稚園教員、区職員制度全体の影響が非常に大きな問題になっておりまして、全て検討し直すということが必要になってまいりますので、現在はそういうことはやらないということになっております。

新旧対照表の今お話したような中身が入っております。また、第21条の2というところでは、新たに学校評価という規定を整備いたしました。これも学校教育法及び学校教育法施行規則の改正によりまして、学校は学校運営の状況について評価を行い、その結果を公表し、評価結果について報告するというものについて新たに規定されるためなどございます。これに伴いまして、学校評価の実施、公表、報告について、本規則上に規定するものであります。

この小中学校に新しい職、副校長、主幹教諭を設置することと、学校評価に関しての内容を規定することも、いずれも平成20年4月1日からとなりますのでよろしくお願いしたいと思います。

なお、幼稚園の教頭については第3章の第22条に規定をいたしております。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して質問ございますか。

指導教諭について、東京23区どこでも指導教諭の制度は採用しないということになるのですか。

○指導室長 そのとおりです。

○小島委員長 よろしいですか。

それではこれより採決に入ります。議案第17号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第17号については、原案どおり可決することに決定しました。

16 議案第18号 港区立学校事案専決規程の一部改正について

17 議案第19号 港区立幼稚園事案専決規程の一部改正について

18 議案第20号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について

19 議案第21号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区立学校事案専決規程の一部改正について、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 すみません。次に議案第18号、それから第19号、第20号、第21号の四つにつ

きまして、若干18、19、それから20、21まとめて説明をさせていただきたいと思います。これらは、いずれも先ほど審議されました第17号による新たに職の設置によりまして、港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う規定の整備でございます。

第18号と第19号につきましては、小中学校への新たな職、副校長の設置に伴いまして、副校長に校長権限の一部の委任をするというものであります。委任する内容については服務監督権の一部というものでございまして、別表から削除いたします。幼稚園におきましては、副園長を設置しないため、小中学校と幼稚園における議案専決内容が異なることになりますので、第19号において、幼稚園の議案専決規程の制定というのを新たに整備してそこに載せましたので、独立させるということでございます。第19号においては、幼稚園議案専決規程に新たに規定するということがあります。内容につきましては、これまでの議案専決規程のありようと同様でございます。18、19は以上です。

そして、よろしいですか、21、22と続けていきます。第20号についてでございますが、第11号様式の右下の取り扱い等認め欄に教頭の表記がございますが、幼稚園、小中学校において本様式を使用しますので、小中学校における副校長の設置に伴いまして、校長の記述を校長（園長）に、教頭の表記を副校長（教頭）に改める内容の規程の整備です。第21号についても、小中学校における副校長設置に伴う規程整備となりますので、全て中身の内容が連動して変わっていくというものでございます。

すみません、まとめてご説明しましたけれどもよろしく願いいたします。

○小島委員長 ただいま、議案18、19、20、21号についてまとめてご説明いただきました。何かご質問ございますか。特によろしいですか。

それでは採決に入りたいと思います。まず議案第18号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第18号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第19号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第19号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第20号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第20号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第21号については、原案どおり可決することに決定

いたしました。

20 議案第22号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 ただいま議題となりました資料ナンバー20。議案第22号についてご説明をいたします。本案は東京都教育委員会が区立学校職員の時間外組合活動にかかる職務の専念義務免除の申請・承認について、事務の明確化を図るために、東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則を改正したことに伴い、区立小中学校職員に関して同様の改正を行うとともに、区立幼稚園教育職員に対して区長部局に準じた申請様式を改正するものです。施行は平成20年4月1日からとなります。よろしくご審議のほど重ねてよろしくお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対してご質問ある方はどうぞお願いいたします。

○澤委員 東京都の改正に倣うというのですけれども、この中身がなかなかしっくりこない。

○指導室長 いわゆるながら条例と言われているものがあります。時間外に組合活動を行うことが、これまで有給で認められるものと有給で認められないということが規定されてまいりました。それで適法な交渉として、有給で認められる交渉というのは団体交渉、予備交渉などでございます。無給になったものは職員団体が行っている大会とか、拡大実行委員会とか、執行委員会などは無給になりましたという、そういう中身でございます。

○澤委員 前に何かありましたね。

○小島委員長 ではよろしいですか。これより採決に入ります。議案第22号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第22号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

21 議案第23号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正について、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 資料ナンバー21、議案第23号についてでございます。本案は査定昇給、これは勤務成績による昇給抑制などの廃止に伴いまして、勤務成績判定期間の判定基準日を明確化するため本条文を1項加えるもので、昨年3月に送られた区長部局の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の改正と同様の改正を行うものです。3枚目に新旧対照表がございますけれども、その最後のところに、勤務成績判定期間にかかる勤務成績を判定する基準となる日は、当該勤務成績判定期間が属する年の翌年の1月1日とするというそのものをつけ加えたというものでございます。よろしく

お願いいたします。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

特になければこれより採決に入ります。議案第23号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第23号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

22 議案第24号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例施行規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例施行規則の一部改正について、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー22、議案第24号についてご説明いたします。本改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、新たに育児短時間勤務制度を導入することに伴い、年次有給休暇の取得方法の特例などについて規定を整備するものです。

先ほど来、庶務課長が順次説明してきた育児短時間勤務というものに対して同様になるというものです。新旧対照表が5枚目にありますけれども、その第6条、第7条において、公務の上に著しい支障が生じると認められる場合に限り、育児短時間勤務職員には宿日直勤務や超過勤務を命ずることができるということを規定しております。また、第12条及び第14条の2から3におきましては、育児短時間勤務の職員の勤務形態に伴う、年次有給休暇の取得に関する特例について規定します。育児短時間勤務職員の勤務形態に応じ、年次有給休暇の付与日数、繰越日数、また勤務形態を途中で変更したときの年次有給休暇の残日数調整、繰越日数の残日数の調整などを行う必要があるためこの規定を行うものでございます。施行は平成20年4月1日からでございます。説明は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。この件もよろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第24号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第24号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

第4 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

○小島委員長 続きまして、日程第4、協議事項に入ります。まず1番目、港区における生涯教育の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いいたします。

○教育政策担当課長 本日のところ、継続協議をお願いいたします。

○小島委員長 次に学務課長をお願いいたします。

○学務課長 本日のところ、継続協議をお願いいたします。

○小島委員長 それではこの件につきましては継続協議といたします。

(2) 社会教育の施策について

○小島委員長 続きまして、社会教育の施策について、生涯学習推進課長、をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 本日のところは、継続協議をお願いいたします。

○小島委員長 それではこの件については継続協議といたします。

本日の予定した案件は全て終わりましたけれども、ほかに何かございますか。特にございませんか。

「閉 会」

○小島委員長 それでは、平成19年度の教育委員会としてはこれが最後ですので、1年間、司会役をさせていただきましたが、今日が最後となります。大過なく過ごさせていただきましたが、これも皆様のご支援、ご協力のおかげです。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は平成20年4月1日火曜日午前11時30分からの予定でございます。よろしくお願いいたします。

(午後5時03分)

会議録署名人

港区教育委員長 小島 洋祐

港区教育委員 横矢 真理